

最終日

白鶴保育所改築機械設備工事 請負契約の締結の是非を問う討論 町長も参加！

委員長報告の前に

町長

低入札価格調査制度を適用しなかったことを理由に反対すべきという意見があったため、改めてなぜ適用しなかったかを説明する。

調査基準価格より低い入札があった場合、調査を行う手続きが必要で、そのため工事発注が予定よりも遅れる。

制度を適用していれば、1千万円安く発注できたのではないかという意見もあったようだが、場合によって金額を抑えられるかもしれない程度の確実性しかない。

そこで、1日も早く新園舎を供用開始（令和5年8月予定）し、待機児童を受け入れるために制度を適用しなかった。

反対



菅我部

低入札価格調査制度を適用していれば、落札額を抑えることができる、その可能性があるならば、制度を適用すべきだったのでは。

遅らせたくない理由に待機児童解消を挙げていた。しかし、なぜ待機児童ありきなのか。令和5年度当初に待機児

童ゼロにすべき。

また、制度を適用し、調査して落札者が決定するまでは約3週間との説明。本議会最終日に十分間に合うではないか。できることはやるべきで、職員の説明は矛盾することはあり。

入札に関し疑問を感じている議員は多く、5千万円以上の工事に関してはこの制度を必ず適用するよう、否決をもって議会の意思表示とすべきではないか。

賛成



渡部

白鶴保育所は築後40年をこえ老朽化が進み耐震性も不足している。低入札価格調査制度を採用した場合、調査結果によっては設計を変更し再度入札を行うことになり、新園舎の供用開始が遅れる。

新園舎の完成を心待ちにしている保護者にとっては建設

金額もさることながら、いつ入園できるかが切実な問題だ。解体工事中、不便をかけている園児や保護者の皆さん、地域の公園を快く開放してくださっている方々は、一日も早い新園舎の完成を望んでいる。白鶴保育所の環境が改善されること、待機児童の解消が図られることを心から願っている。

討論後に

町長

菅我部議員の発言に対する私の意見を述べる。

入札執行は、地方自治法等で執行機関の長の権限とされている。

この契約締結では、待機児童解消のため、低入札価格調査制度を適用しなかったが、菅我部議員は適用すべきだったという、この差は価値観の違いだと思う。

どのような入札制度を適用するかは町長の権限である以上、価値観の違いで否定にまでもっていくのはいかなものか。価値観の違いで認めないということであれば、それは入札執行そのものが議会の権限になってしまう。権限を越えているという評価をされてしまうのでは。

